

更生福祉部会

更生福祉部会（概要版）

【提言項目】

1. 更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること
2. 更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。あわせて現行の事業利用期間の延長を可能にすること
3. 宿所提供的施設についても更生施設と同様に保護施設通所事業を認めること
4. 更生施設及び宿所提供的施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを求める

【更生福祉部会とは】

東京都社会福祉協議会に所属する都内の更生施設、宿所提供的施設、宿泊所、自立支援センター、緊急一時保護センター、授産施設をもって組織されている（6種38施設）。本部会は、利用者の安定した生活と自立促進、またそのための職員の資質向上を期するため、所属施設間の連絡調整や情報交換を密にし、施設長会の開催や研修会の実施等の事業を行っている。

更生福祉部会（詳細版）

【提言項目1】

更生施設についても救護施設と同様にサテライト事業を認めること

【現状と課題】

更生施設は救護施設と同様に在宅での生活が困難な精神疾患を抱える方や重複障害者等の受入施設としての需要は依然として高い。近年の社会経済情勢を反映して、ホームレスや生活困窮者を受入れる役割が増大している。しかしながら、施設の用地が狭い等の理由により増築が困難なため、一部の施設では内部改裝をして一割程度の超過入所をしているが需要に十分応えられない状況にある。

【提言内容】

救護施設と同様にサテライト型の設置が可能であれば、小規模宿泊所等の転換、施設近隣の住宅の借り上げ等により、需要に応え社会的使命を果たせることとなる。

【提言項目 2】

更生施設で実施している保護施設通所事業の定員枠を増員すること。併せて現行の事業利用期間の延長を可能にすること

【現状と課題】

通所・訪問事業は更生施設退所者等が地域社会で円滑に生活していくように施設側が支援を行う事業である。社会生活を送る上でのスキルを十分身につけない、あるいは対人関係の不得意な利用者が多いため、アパート等に転出後も何らかの支援が必要な人が大部分である。このため事業の利用者以外の転出者に対しても事業利用者と同様な支援をしているのが実状である。

【提言内容】

現在、保護施設通所事業の利用定員は施設定員の5割を上限としているが、これを改善し施設規模に応じて上限の設定を図られたい。

【提言項目 3】

宿所提供之施設についても更生施設と同様に保護施設通所事業を認めること

【現状と課題】

宿所提供之施設は居所を喪失した母子家庭、DV家庭、精神疾患のある方など多様な課題を抱えた世帯の急迫状態を解消する支援を行っているが、利用期間内では諸課題の問題解決までには至っていないのが現状である。

退所した世帯が地域社会で安定した社会生活の継続を支援する必要がある。

【提言内容】

保護施設通所事業が可能であれば、利用者の特性に応じた支援プログラムを策定し、生活支援、就労支援、DV家庭の精神的ケアの対応など地域での安定した社会生活の継続を支援する。

【提言項目 4】

更生施設及び宿所提供之施設の職員配置基準は、昭和56年以降変更されていない。実態に即した見直しを求める

【現状と課題】

現行の職員配置は昭和56年以降変更されていない。この間、精神保健福祉法の改正により精神疾患のある利用者が急増するなど、利用者のニーズも多様化し、密度の濃い

支援と直接処遇職員の専門性が求められている。また、職員の労働時間の短縮など施設を取り巻く状況も変化している。

中堅職員を配置する一方、運営経費の面から雇用期間の定めのある職員を採用して対応しているが、コア職員を育成し、質の高い福祉人材の定着を図るうえでも職員配置基準の増、施設事務費支弁基準の増額が不可欠である。

【提言内容】

更生施設及び宿所提供的施設の指導員を増員し、多様な課題を抱えた利用者に即応する支援体制を確立する。